



「満洲国」における合作社の信用事業と農村実態調査 : 浜江省緩化県を中心に

劉, 天媛

(Citation)

神戸大学史学年報, 38:28-57

(Issue Date)

2023-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485240>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485240>



「満洲国」における合作社の信用事業と農村実態調査

— 浜江省綏化県を中心に —

劉 天媛

はじめに

従来の「満洲国」^①研究において、日本による支配政策と中国の伝統的な農村社会との関係を考察することは大きな課題の一つである。満洲国の農村支配政策と農村の現実との間にギャップは存在していたので、農村を完全に把握できなかったと主張している研究が少なくない^{②③}。本稿では満洲国の農村支配政策における重要な一環としての合作社政策に注目し、それが農村の末端まで浸透できなかった原因を検討してみたい。

満洲国の合作社政策とは、満洲農民を対象とする協同組合政策である。満洲国建国後、金融合作社、農事合作社が設立された。金融合作社は信用事業を行い、農民向

けの融資によって疲弊した農村の救済と農業生産力の回復をめざした。農事合作社は農産物流通過程から土着資本の中間搾取を排除し、農産物を統制するとともに、農民の福利厚生を向上させることで農民組織化を促進し、農民を動員することを目的とした。一九四〇年、金融・農事合作社は興農合作社に統合され、戦時体制の下で強い統制機関として農村における人的・物的動員を担当した。

満洲国の合作社政策に関するこれまでの研究を検討する。柴田善雅氏^④、片桐裕子氏の研究では、合作社の信用事業と農村金融体制の変遷を考察し、満洲国が金融機構の信用事業を通して農村社会を把握しようとしたが、農村内部における既存の経済構造や社会関係を乗り越えられないので、末端村落を掌握できなかったと説明して

いる。また、風間秀人・飯塚靖両氏の研究では、満洲国の農産物集荷政策の展開とその実績を考察している。合作社によって土着流通資本を排除して農産物統制を行うという政策のもとで、糧棧という土着流通資本は表面上消滅したが、実際には「闇の流通機構」を形成して従来の農村支配力を維持していたので、農産物統制政策の失敗をもたらしたと指摘している。

要するに、従来の研究は主に満洲農村社会の構造と伝統的な慣行に焦点をあて、農村経済構造の自律性・閉鎖性や「血縁等の農村共同体の強さ」が外来の新しい政策の浸透を阻止した、という視点から政策の破綻した原因を説明している。本稿ではこれにかわって、綏化県農事合作社による信用事業の分析に基づき、土地を所有しない貧農・極貧農層が利用できる公的金融機関が存在しなかった点を、満洲国政府による合作社が農村の末端まで浸透できなかった要因として指摘する。合作社の信用事業が予想した成果をあげなかったのは、合作社政策の立案・実施を担った人々が農村における現実的な問題を把握できず、合作社が下層農民へ低利の融資を提供する公的金融機関にならなかったからである。

この点にかかわって、先行研究の重大な問題点は、合作社政策の立案と実施にかかわった人々が、当時の満洲

農村の構造や実態についてどこまでの認識を持っていたか、彼らによる農村実態調査が政策立案や実施にどれほどの影響を及ぼしたのが不明確なことである。この点を説明するため、満洲国時代に行われた農村実態調査に注目し、それらの調査に対して合作社政策立案と実施にかかわる各主体のそれぞれの態度を考察する。

満洲国における農業政策立案および農村実態調査については、満鉄経済調査会（以下、経調会）の活動を重要なものとしてあげることができる。経調会は満洲国建国時に発足し、関東軍の「経済参謀本部」として経済諸政策の立案を担当し、立案の資料を収集するために満洲国ないし中国本土を対象とした調査と研究を行った。一九三六年、満洲国第二期経済建設計画の立案に協力し、農村実態調査と研究成果に基づいて「郷村協同組合」政策を中心とする「満洲産業開発永年計画案」を作成し、協同組合を通して地主・土着資本の支配から下層農民を救って組織することで、農民組織化、農業開発の目標を実現しようとした。しかし、この計画案は産業開発計画として採用されなかった。経調会も同年十月に廃止された。経調会の挫折と同じ時期、経調派の佐藤大四郎が滨江省綏化県に赴き、綏化県農村協同組合運動を起し、綏化県農村に対する調査結果に基づいて合作社を運営した。

緩化県農村協同組合（のち、緩化県農事合作社と改称した。便宜上、以下緩化県農事合作社）の組織・事業方針は経調会の「郷村協同組合」案の内容と近似し、政府によって組織された合作社とはかなり異質なものだと言える^③。本稿では、緩化県農事合作社の信用事業が発足後わずか約一年の間に、緩化県農村の伝統的な負債構造を変え、下層農民までも組織化していったことを明らかにする。

以上の経緯をみると、一九三六年の時点で経調派と関東軍・中央政府との間に、農村支配政策、特に合作社政策をめぐる対立が顕在化していたことがわかる。農村実態調査と研究の成果に基づいて下層農民までも組織しようとした経調派の計画案は、対立の中で否決されたが、緩化県において具体的に実践されて好成绩をおさめたが、したがって、合作社が農村の末端まで浸透できなかった原因を考察する際に、重要な論点となるのは伝統社会の強さよりも、政策の実施主体である関東軍・中央政府と経調会の対立、経調会の挫折にあるのではないか。本稿では佐藤大四郎らによる緩化県農事合作社の信用事業、そしてその前提として重要な意味を持った農村実態調査に焦点をあわせてこの点を論証する。

ここで経調会の活動と、緩化県農村協同組合運動に関

する先行研究を整理する必要がある。まず、経調会の活動について小林英夫氏^④、小林英夫・福井紳一両氏^⑤、長岡新吉氏^⑥などの研究がある。小林氏、小林・福井両氏の研究では、経調会を満鉄調査部の一段階として扱い、経済政策立案への関与および満洲・中国本土を対象とした農村実態調査という二つの側面から経調会の活動を考察し、満鉄調査部の崩壊をもたらした合作社事件・満鉄調査部事件の真相を究明している。長岡氏は実業部臨時産業調査局による農村実態調査において経調会の中核的な役割を明確し、この調査と「満洲産業開発五ヶ年計画」とのつながりが薄いことを指摘している。しかし、経調会にかかわる農村実態調査は満洲農村の実態をどれほど正確に把握していたのか、また合作社政策の立案と実施においてこれらの調査結果がどのような役割を果たしたのかということは十分に分析されていない。

また、緩化県農村協同組合運動に関する研究は少数にとどまっているが、田中武夫氏^⑦、福井紳一氏^⑧の研究がある。田中氏は経調派の一人として、佐藤大四郎の生涯および緩化県運動の始末を回想して評価している。福井氏はマルクス主義の受容、経調派関係者との付き合いを通して佐藤の思想形成を考察し、緩化県運動を指導するイデオロギーとして佐藤の協同組合思想を分析している。

これらの研究はイデオロギー、事業方針、組織方式という思想的な側面から綏化県運動を考察している。それを除けば、綏化県農村に対する調査の位置および綏化県農事合作社運営の実績についての考察はいまだなされていない。

以上を踏まえ、本稿ではまず満洲国における各種の合作社の組織、信用事業の展開とその効果を整理し、同じ伝統的な農村社会においても政府によって組織された合作社と綏化県農事合作社の浸透度がまったく異なること、合作社の浸透を阻止した根本的な要因が既存の秩序・慣行や農村共同体の強さにあるわけではないと論証する。

また、その根本的な要因を探究するため、満洲農村を対象とした実態調査に着目して次の三つの課題を明らかにする。第一に、当時の農村実態調査は満洲農村の現実をどこまで把握したのか。第二に、合作社政策の立案と実施にかかわる関東軍・満洲国中央政府、地方政府、経済調派という各主体は農村実態調査に対していかなる態度をとったのか。第三に、各主体の態度が、合作社政策を含む農業政策立案に対していかなる影響を及ぼしたのか。さらに、綏化県農村協同組合運動に焦点をあて、綏化県農事合作社の組織・事業方針の作成および実施過程における基本調査の位置を分析し、農村社会の実態を把握す

ることは綏化県農事合作社が予想した機能を発揮できる基礎にあったことを明らかにする。そのうえで、農村実態調査の視点から経済調派と関東軍・中央政府との対立をとらえ、農村実態を無視した関東軍・中央政府は能率的に農民・農産物を支配するため、地方合作社に対して中央の統制力を不断に強化したことが、合作社が農村の末端まで浸透できなかった原因であることを論証する。

第一章 満洲国における合作社の組織と信用事業

本章では先行研究を踏まえ、合作社政策の展開、各種の合作社の組織構造や信用事業の効果および問題点を整理する。また、綏化県農事合作社の信用事業を考察することで、満洲農村において合作社の浸透力を阻止した根本的な要因を考察したい。

第一節 金融・農事・興農合作社

一九三〇年代初頭、世界大恐慌の影響を受けて満洲農村は深刻な農業恐慌に陥ったため、農民生活の安定と農業生産力の回復が大きな課題となった。満洲事変後、奉天に自治指導部が組織され、農村の窮状に対する恒久的

対策として農村庶民金融機関の協同組合組織を作る計画を立案した。満洲国建国と自治指導部の解散に伴い、奉天省政府は春耕貸款並農民金融組合設立案を継続し、一九三三年に、奉天省瀋陽県、復県に金融合作社を試験的に設立した。翌三四年、各地の金融合作社を「国家の事業として統一経営」するため、同年九月に財政部が金融合作社法を制定公布し、金融合作社法施行規則および金融合作社準拠定款を定めた。^⑭

諸法令の施行により、金融合作社は「一県一合作社」の大区域主義に基づいて全国各地に設立され、財政部における金融合作社連合総処を指導監督機関とした。^⑮これについて柴田氏は、県を単位とする組織方針は、一社の管轄区域過大という問題をもたらし、県以下の村落において合作社の下部組織が設立されなかったと評価している。^⑯こうして金融合作社の信用事業は村落まで浸透することが困難になった。

金融合作社の信用事業には短期貸付と長期貸付の二種類があった。短期貸付には担保貸付、保証貸付があったが、一九三七年以前、金融合作社は貸付金の回収の万全を図ったので、短期担保貸付だけに力点を置いた。片桐氏によれば、土地を持たない下層農民は実際に合作社から資金を融通することが困難であったと評価されている。^⑰

三七年、金融合作社はこれまでの方針を転換しはじめ、下層農民の合作社利用を促進するため、特別保証貸付を開始した。つまり、「普通社員の外、更に担保力なき零細農五人を以て一組の連帯保証団体を組織せしめ、之に社員資格を附与、特別社員として金融合作社に加入せしめ」た。^⑱この特別保証貸付について柴田氏は、三七年末、吉林省長春県における農村負債構成から見れば、「やはり農家相互貸借が過半を占めていた。特に貧農以下は八割をそれに依存した。……合作社網が整備されてきた三七年末でも、総体的には農村負債構成を意図したほど変えていない」と解釈しており、そういう現象について「負債中の最多の農家相互貸借は血縁等の農村共同体の強さを物語る」と考えている。^⑲

日中対立の深刻化に伴い、農産物の増産が重要視されたので、一九三七年に満洲国第二期經濟建設計画として立案された「満洲産業開発五ヶ年計画」において、軍需作物の充足を目指す増産方針を打ち出した。それに応じ、同年に産業部は「農事合作社設立要綱」を公布して農事合作社の設立を決定し、農事合作社による交易市場の経営を通して農村市場を統制し、農産物流通過程から土着流通資本の中間搾取を排除することを目指した。^⑳翌年、「満洲国修正五ヶ年計画」において、初めて農業増産方

針として「農民の福利厚生」を強調した。それにより、農事合作社は農業経営の組織化、農民の福利厚生を増進させる担当部門、国家総動員体制の一翼と位置づけられた^{②③}。したがって、農事合作社は下層農民向けの信用事業を行った。

農事合作社の組織構造は「行経一致」の原則に従い、地方行政区画を合作社の組織単位とし、役員には県長、県参事官などの行政官を採用した。また、「一県一合作社主義」を継続したが、県以下の町村あるいは保甲を単位とする実行合作社を設置した。さらに、県農事合作社と実行合作社の間に弁事処を設け、連絡を担当させた^{②④}。

農事合作社の信用事業について、柴田氏は「法的保護を持たず、全国系統機関も成立しない原因で……、その貸付事業は期待した伸長を示せず、むしろ萎縮した営業を続けていた」と述べている^{②⑤}。

農事合作社について、以下の二点に注意したい。一つは、農事合作社は法律によるものではない点である。もう一つは、農事合作社の場合では金融合作連合総処のような指導監督機関がなく、県農事合作社は各省ごとに指導監督された点である。柴田氏によって指摘されているように、法律及び全国系統機関の未成立は農事合作社の信用事業の萎縮をもたらしたが、地方合作社に対する中

央の統制力が相対的に弱いことを表している。このような前提の下で、佐藤大四郎らに主導された緩化県農村協同組合運動が起こった。

金融・農事の両合作社の信用事業は重複する分野も多く、このため両合作社の間に摩擦が生じ、合作社の運営と農業金融体系の整備にとって支障をきたした^{②⑥}。また、国際情勢の緊張化により、一九三九年に本格的な農産物集荷制度が展開した。戦時総動員体制のもとで、農業の生産、流通過程に対する統制を強化するため、翌四〇年の「興農合作社法」により、従来の金融、農事合作社を統合して興農合作社を設立した。この時期、興農合作社は農産物統制機構の中に組み込まれ、農産物統制を担当しながら、金融合作社の信用事業をも引き継いだ。

興農合作社は、「市・県・旗ごとに設立された単位合作社たる興農合作社、各省に一つ宛設けられた連合会及び中央に全国的統制機構として設けられた中央会の三階段的組織を以て成立している」。また、従来の大区主義による不足を補うため、「各単位合作社は管轄地区内の街・村毎に弁事処を設け、……部落又は屯を以て興農会を組織せしめ」ていた^{②⑦}。農事合作社の場合と異なり、興農合作社は自律性を持たず、中央会の強い統制下に置かれ、「国家経済の発展に資するを目的とし、……国家

の経営作用を委任された代行機関」と位置付けられた。^②

信用事業について、片桐氏は以下のように指摘している。興農合作社が金融合作社時期における上層農家への偏倚を是正するため、貸付の根本方針において農業生産に従事する勤労農民を中心として連帯保証による普遍的な小口貸付を行う点を強調した。また、社員資格の獲得する際の出資制度を完全に廃止し、下層農民の合作社利用を促進しようと図った。^③しかし、興農合作社の信用事業は依然として下層農民まで浸透できなかった。片桐氏によれば、一九四一年省別農戸負債額比率から見ると、金融合作社と比べて興農合作社の信用事業の利用率が高くなり、特に下層農家の利用率を一段と向上させたが、農家相互間貸付の支配的な地位を動かせず、上層農家に偏重する問題も解決できなかった。^④これについて片桐氏は、「満洲農民の負債は伝統的農村社会の性格そのものから生じたもので、多くの農民にとつて農村社会内の桎梏となつて慣行化していたのである。農村外からの闖入者である合作社が成果をあげることの困難性は、根本的にはここにあつたといえよう」と説明している。^⑤

要するに、合作社の信用事業が農家負債構成における農家相互間貸借の支配的な地位を動かし得なかったのは、合作社の影響力が末端村落まで浸透できなかったことを

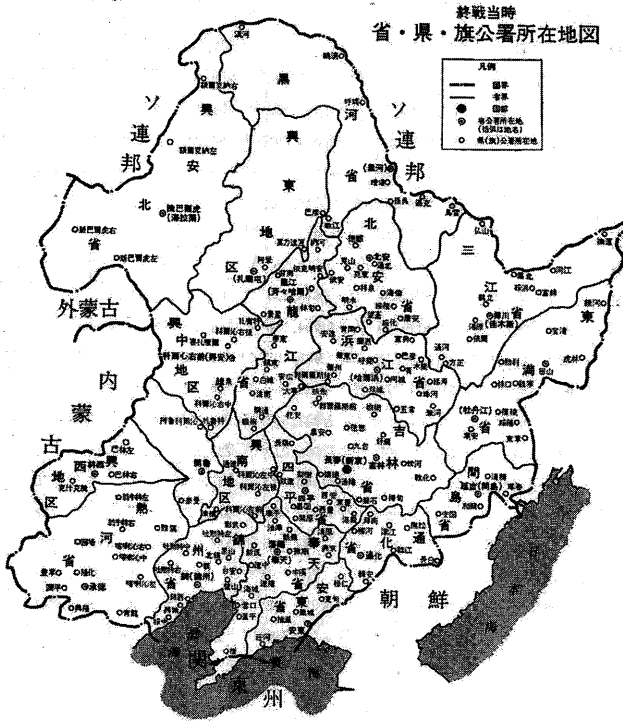
表している。柴田氏、片桐氏はこの原因を満洲農村経済社会構造の自律性・閉鎖性および伝統的な慣行に帰結しているが、次節ではこの評価を具体的に再検討したい。

第二節 綏化県農事合作社

一九三七年一月、経調派の佐藤大四郎は北滿の滨江省綏化県に赴き、いわゆる綏化県農村協同組合運動を起した。まず、先行研究の成果を踏まえ、綏化県農村協同組合運動が開始された背景を整理する。

佐藤大四郎は一九三四年五月に満洲に渡り、満洲評論社に入社し、翌三五年に『満洲評論』の四代目編集者となり、いわゆる『満洲評論』派に属する。経調派・『満洲評論』派グループの人々は橋樑の大きな影響を受け、「橋の周囲に集まっていた経調グループは、橋を中心とした惑星的存在であつた」といわれた。^⑥一九三四年、橋は「特産恐慌対策としての農村行動組合運動」という論説において、金融合作社の大区域主義、地主・富農階級への偏倚、信用事業のみの経営という問題点を指摘して批判した。そして、一九三六年六月に、橋は「北支那鄉村自治建設に関する私案」と題する華北での協同組合設立計画案を冀東政府および「支那駐屯軍」に提出した。しかし、この「私案」は採用されなかった。橋の協同組

【図一】終戦当時の満洲国地図



出典：満洲国史編纂刊行会編『満洲国史・各論』（満蒙同胞援護会、一九七一年）、二二八頁。

合案は否決されたが、門下の大上末広、佐藤などの経調派は橘の協同組合思想を引き継いだ。次章で検討するように、大上は橘の考えを継承し、「郷村協同組合」案を中心とした「満洲産業開発永年計画案」を作成した。一方、佐藤は綏化県に赴いて橘の構想を農村協同組合運動を通して実践した。

綏化県は満洲国建国直後に黒龍江省に属し、一九三四年十二月より浜江省の管轄となり、一九三九年より新設の北安省に編入された。当時の北満農村は、満洲国における主要商品作物の大豆の産地であったので、農業開発・農産物統制にとって重要な地域であった。特に、綏化県は地味肥沃で農耕に適しているので「北満穀倉地帯の中心」とされた。また、佐藤は運動の舞台として綏化県を選んだ理由において、当時の浜江省次長結城清太郎、浜江省民政庁財務課長大塚讓三郎、綏化県長張維周という地方官の支持を獲得した点を

【表一】農民の融資手段と条件

融資手段		利子	人的担保	物的担保
農家相互間貸借	親戚・知人	無/低利	不要	不要
		月3-4分/ 年3-4割(高)	要	不要
	地主-小作	無	不要	不要
	雇主-雇農	無	不要	不要
商人	批糧	高利	要	不要
	掛買	高利	不要	不要
当舗(質屋)		月3-4分(高)	不要	要(動産)
中央銀行		低利	不要	要(土地)
金融合作社	短期担保貸	低利	不要	要(土地)
	特別保証貸	低利	要	不要
農事合作社	一般	低利	要	不要
	綏化県	百円につき日歩三銭(低)	不要	不要/動産
興農合作社		日歩三銭(低)	要	不要

出典：実業部臨時産業調査局資料科『(産調資料四五-一六) 農家の負債並に貸借関係』(『康徳元年度農村実態調査報告書』、一九三七年) 六一-一六三頁、八二-一五六頁。同『(産調資料四五-一四) 販売並に購入事情篇』、三〇-一三五頁、七三-一七四頁。綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』(満洲評論社、一九三七年)、七九-一八二頁。茂木勉「合作社農業金融の方法論的検討 (三)」(『満洲評論』二〇巻一九号、一九四一年)、一七一-一八頁参照。

あげている。地方官の支持を得たことから、綏化県は政策的にも重要な位置を占めていることがわかる。一九三六年秋に新京で、佐藤、橘、大塚の会談が行われ、運動の計画などについて話し合った結果、同年十月に綏化県農村協同組合籌備処が設立され、綏化県農村協同組合運動が発足した。運動が発足してから最初の工作は、一九三七年二月中旬から三月中旬までの綏化県農村に対する基本調査である。調査の結果に基づき、佐藤は『綏化県農村協同組合方針大綱』を作成しながら、綏化県農事合作社の組織工作を展開し、六月に執筆終了した。基本調査の位置づけと結果、綏化県農事合作社の組織構造、信用事業の方針と実施方法については第三章の中で検討する。本節では、綏化県農村協同組合運動の第一年度(一九三八年度)の信用事業を考察し、綏化県農事合作社の信用事業が農村においてどこまで浸透したのかを明らかにする。

信用事業の実績を考察する前提として、満洲国建国以来、農民の融資手段を明らかにする必要がある(表二)。ここで、建国前に存在している伝統的な融資手段を旧金融機関と呼び、建国後に

設立された中央銀行、合作社を新金融機関と呼ぶ。各種の金融機関から借金を分析すると、次の三点が読み取れる。一つ目は、旧金融機関はすべて土地の担保を不要とするもので、土地無所有の農民も利用できる。

二つ目は、一九三七年以前、新金融機関の利用には、土地の担保が必要であった。三つ目は、一九三七年以降、綏化県農事合作社以外の新金融機関は土地無所有の貧農向けの保証貸を行ったが、団体保証制を採用した。連帯責任によるリスクを避けるため、返済能力の低い貧農・極貧農は団体を結成することは実際には非常に困難であった。したがって、土地を担保にできず、借金によって生活を維持する貧農は、綏化県農事合作社成立以前、農家相互間貸借、商人・当舗による高利貸を利用しなければならなかった。

さらに、綏化県における蔡家窩堡屯という村落の事例から、農家負債構成の特徴と、綏化県農事合作社設立前後の変化を考察する。【表二】は一九三四年度、つまり綏化県農事合作社成立以前、本屯の農家負債構成を示している。全農家の負債総額において最も多いのは「親戚・知人」の項目であり、八五・九％という圧倒的に高い割合であった。農家の経営規模別から見れば、「中央銀行」から借り入れた三戸はすべて土地所有者であった。この

時期、蔡家窩堡屯における農家負債構造は満洲国農村における共通的な特徴を示していた。つまり、血縁・友人関係などに基づく信頼関係による農家相互間貸借が圧倒的に高い割合を占め、新金融機関の利用率がとても低く、しかも土地所有者だけに利用された。

【表三】は綏化県農事合作社成立以降の一九三八年度、蔡家窩堡屯における農家負債構造の変化を示している。それによれば、全農家の負債総額の中で、「合作社」の項目が六五・三％を占めた。ほかの各県で圧倒的に多い割合を占めた農家相互間貸借にあたる「親戚・知人」の項目は一四・二％にすぎない。また、土地無所有農家の負債総額において、「合作社」からの借り入れは五九％を占めた。農家相互間貸借による負債の割合は三六・五％であった。さらに、「合作社」からの借款総額は六四七〇円であり、年内に返済したのは六一四〇円で、年内返済率は九四・九％に達した。したがって、一九三八年度の信用事業の実績から見れば、綏化県農事合作社が農家相互間貸借をはじめとする伝統的な融資手段に代わって、農民にとって最も主要な借入先になり、その影響力も村落の末端まで浸透した。

要するに、土地を持たない貧農の利用できる低利の金融機関としての綏化県農事合作社の設立によって、農家

【表二】借入先別から見た農家負債構成（1934 年度、戸別）

産調 番号	経営形態	経営 規模 (晌)	金額(円)・借入先別					年内 返済
			親 戚・知 人	商人	當舖	中央 銀行	総計	
1	地主	0.5	20	/	18	/	38	/
2	地主・自作	3	316	/	/	/	316	15
4	地主・自作	17.5	347	20.12	/	30	397.12	149.95
5	地主・自作	1.4	77.64	/	/	/	77.64	/
6	地主・自作	2.5	/	/	/	56	56	/
7	地主・自作	5	96	/	/	/	96	/
9	地主・自作 ・雇農	1.5	24	/	/	/	24	5.95
10	地主・雇農	/	208.33	/	/	30	238.33	133.92
11	自作	180	2	/	/	/	2	/
12	自作	67.31	50	100	/	/	150	/
13	自作	67.6	250	/	/	/	250	250
14	自作	26.25	20	5.2	13	/	38.2	/
15	自作	20.6	36	/	/	/	36	36
16	自作	4.2	40	/	/	/	40	/
17	自作	4	90	/	/	/	90	/
18	自作・小作	23	384	/	100	/	484	/
19	自作・雇農	7	150	/	/	/	150	/
20	小作	80	200	/	/	/	200	200
21	小作	58.5	140	/	/	/	140	100
22	小作	33.75	80.95	/	/	/	80.95	27.38
23	小作	3.13	11.9	/	/	/	11.9	/
24	小作	1.31	15.38	/	/	/	15.38	5.8
26	雇農	0.1	201.8	/	/	/	201.8	1.8
27	雇農	0.06	12	23.81	30	/	65.81	/
28	雇農	1.25	0.7	/	/	/	0.7	/
30	雇農	0.06	12.5	/	8.3	/	20.8	/
32	雇農	0.13	9.52	/	/	/	9.52	/
35	雇農	0.25	25	/	9	/	34	/
36	雇農	/	/	/	12.3	/	12.3	/
44	官吏	0.12	48	/	14.5	/	62.5	/
	年内借入合計		2,868.22	149.13	105.1	216	3,338.93	
	年内返済合計		949.61	/	/	/		949.61

出典：満鉄調査部『北滿農業機構動態調査報告——第二編 北安省綏化県』（一九三九年）、第五
二表「借入先別に見た負債（戸別表）（康德元年）」参照。

【表三】借入先別から見た農家負債構成（1938 年度、戸別）

産調 番号	経営形態	経営 規模 (晌)	金額(円)・借入先別					
			親戚・ 知人	商人	当舗	合作社	総計	年内 返済
10	地主	196.35	/	/	/	15	15	15
11	地主・自作	9.4	/	/	1,500	800	2,300	800
2	地主・自作	8	/	50	/	390	440	440
5	地主・自作	10.051	700	/	250	300	1,250	550
7	地主・自作	1.25	/	/	/	235	235	235
1	地主・自作	/	/	/	/	15	15	15
35	地主・小作 ・雇農	3.444	/	/	/	40	40	40
13	自作	123.35	/	/	/	600	600	600
12(1)	自作	30	/	135	70	450	655	655
6	自作	27.5	400	/	/	500	900	500
18	自作	19.5	135	/	/	220	355	100
14	自作	15.7	/	/	/	280	280	280
8	自作・小作	239.918	/	/	/	600	600	600
4	自作・小作	61.17	/	/	/	600	600	600
15	自作・小作	43.482	/	/	/	500	500	500
12(2)	自作・小作	36.75	/	/	/	250	250	150
12(3)	自作・小作	24.125	/	/	/	400	400	400
21	小作	53	/	/	/	150	150	150
19	小作	16.25	/	/	/	60	60	60
27	雇農	0.3	170	/	/	20	190	20
/	雇農	/	/	/	/	25	25	25
/	雇農	0.1	/	/	2.5	/	2.5	2.5
28	雇農	0.05	/	/	/	10	10	/
30	雇農	0.05	/	/	18	/	18	6
36	雇農	/	/	/	/	10	10	10
	年内借入合計		1,405	185	1,840.5	6,470	9,900.5	
	年内返済合計		240	185	328.5	6,140		6,893.5

出典：満鉄調査部『北滿農業機構動態調査報告——第二編 北安省綏化県』（一九三九年）、第五
一表「借入先別に見た負債（戸別表）（康德五年）」参照。

相互間の信用に基づく貸借の割合は著しく減少した。伝統的な農家負債構造を支えていた人的諸関係は、それほど強固ではなかったことがわかる。この点から見れば、合作社の信用事業が末端村落まで浸透しなかった原因は、必ずしも満洲農村社会における慣習や共同体の強さからでは説明できないことになる。

本章では、経調派の考案によって作られた緩化県農事合作社の信用事業を分析し、信用事業の影響力が村落に深く浸透していたことを明らかにした。しかし、政府によって組織された合作社による信用事業は、ここまでの浸透度を見せることはなかった。これは、一九三六年、満洲国産業開発と協同組合設立に関して経調派の提案が政府に採用されなかったこととかわわっている。したがって、次章では経調派と満洲国政府のあり方の変化について見ておこう。

第二章 満洲国農村実態調査と農業開発政策

第一節 経調派と満洲国農村実態調査

本章では、農村実態調査と農業開発政策立案の視点より、政府によって組織された合作社が末端村落まで浸透できなかった原因を探求する。中兼和津次氏は満洲国時

代で行われた満洲農村社会に対する実態調査を整理し、農村実態調査にかかわる主体の多様性を示唆している^⑧。しかし、各主体に主導された調査のそれぞれの特徴および農村実態調査に対する態度について、中兼氏は言及していない。本節では、経調派にかかわる農村実態調査が満洲農村の現実をどれほど正確に反映できたか。また、農村実態調査に対して経調派、関東軍、中央政府、地方政府という各主体の態度を検討する。

まず、満鉄調査部関係者の座談会の記録や回想から、経調会廃止にいたるまでの同会と関東軍との関係性をみてみたい。満洲国建国の時、経調会は「関東軍の申し子」として生まれ、「極言しますと、経済調査会は全体としては、関東軍の意向のままに、……合理化、合法化する^⑨」のがその任務であったといってもよいような機関でした^⑩と言われた。一九三四年前後、日本人官僚の大挙渡満により、満洲国政府が一応整備された。経調会の立案活動は一部の政府官吏の不満を招来した。「昭和十一年になると経調会の用済み傾向はかなり顕著」になった。すなわち、関東軍は最初から満洲国農村実態に対して興味を持たなかったが、満洲国の資源・産業を開発するために、経調会に経済政策立案・農村実態調査の要請をかけた。満洲国政府の整備に伴い、経調派の立案機能は不要になっ

ていったと当時の満鉄調査部関係者が述べている。

農村実態調査の客観性について、調査を行う動機という観点をまず検討してみたい。調査員野間清の回想によれば、「農村実態調査を行った背景には……満洲の農村では半封建的というか、封建的な性質なり要素なりが、どんな形でどういうふうに残っているのか、そういう点を実際に確かめたいという気持ちが非常に強かったわけです」^{④③}。すなわち、経調会の調査員たちは満洲国の農村社会の構造に対して学術的な好奇心を持ち、実態調査に熱中した。一方、経調会の調査は満洲国の経済政策立案のための資料を収集する目的で行われたので、調査の実施と結果報告は必ず、関東軍の植民地支配の意向に左右された。この点について野間は次のように述べている。

結果を報告すると、それでは駄目だと言われる。翌日また行って、とにかく書きますと、これでは満鉄に不利ではないか、書き直せとやられたのです。……そういうことで満鉄の調査に完全な自主性があったわけではなくて、一つの枠のなかでの自主性であったと思うのです。^{④④}

要するに、調査員は満洲農村の経済社会構造を確認するため、できるだけ調査の客観性を保った。しかし、経調会は関東軍の経済参謀本部という性格をもち、調査結

果をありのままに報告することができなかった。農村実態を正確に把握して適切な政策を採用することより、関東軍はその調査結果が自分たちの意向にふさわしいかどうかを重視した。

この時期における調査の正確性を究明するため、「満洲産業開発五ヶ年計画」立案準備の一環としての実業部臨時産業調査局による農村実態調査（以下、産調調査）を取り上げる。産調調査は一九三五年、一九三六年の二回にわたって行われた。長岡氏は産調の成立過程と産調調査の立案過程を考察し、調査の企画、調査票の作成および具体的な実施は経調会が中心となって行われたことを指摘している。^{④⑤}また、中兼氏によれば、産調調査の調査方法には大きな問題がある。^{④⑥}端的に言うところ、第一に、調査村落を鉄道沿線の、治安のよいところに限る傾向があったから、地域の代表性に欠ける。第二に、満洲国建国直後に、日本人官吏を中核とする調査隊が入村してきた場合、農民がかなり警戒した。第三に、村内不在地主の調査に欠ける。しかし、さまざまな問題点があるにもかかわらず、中兼氏は「その後の旧満洲における農村実態調査のためのモデルになったという点で、いわば農村実態調査の実質的な原点であった」と産調調査を評価している。^{④⑦}つまり、この時期での農村実態調査には、調査

方法上の問題点があり、統計数字の信頼度にも問題がある。

満洲国第二期経済建設の要求に応じ、一九三六年十月の満鉄機構改革とともに、調査機関が改組され、経調会が廃止された。そして、満鉄における産業機構と調査機構を一つにまとめて満鉄産業部が組織された。この改組は、「従来分散して活動して居た調査研究機関及びその実行機関を一体系に統轄し、以つて技術的専門的知識と経済的認識との有機的結合によつて全面的活動」を図つた。⁽⁴⁸⁾ 新しく成立した産業部は「満洲産業開発綜合企画機関」、「国策的機関」として位置づけられたが、業務の重点を産業開発の助成においた。⁽⁴⁹⁾

機構改革に伴い、満鉄の調査機能が大幅に萎縮し、満洲国を対象とする調査がほとんど停滞した。経調会の三輪武によれば、「この産業部の二年間というのは満鉄の調査活動の歴史のなかでは大きな空白であった」という。⁽⁵⁰⁾ これはまさに、関東軍・中央政府が調査・研究活動を軽視した結果だと言える。

日中戦争の長期化および近衛内閣によって提唱された東亜新秩序のもとで、日本・満洲国ないし中国本土を対象とした総合的な調査を行うニーズが生じた。こうした背景の中で、一九三九年四月、満鉄調査機関が拡大され

ていわゆる「大調査部」になり、総合調査を展開し、本格的に国策に関与した。⁽⁵¹⁾

要するに、経調会の廃止に伴い、関東軍・中央政府の指示によって行われた満洲国農村実態調査は停滞した。しかし、一方で、地方政府機構による農村実態調査が産業部の時期から開始され、一九四一年前後まで持続した。この時点で停止したのは、合作社事件・満鉄調査部事件の弾圧により、大量の満鉄調査部関係者が検挙・投獄されたからだと推測できる。

ここで省レベル以下の地方政府機関自らが実施した農村実態調査の中で最も詳細なものとしての吉林省開拓庁農林科に主導され、吉林省扶余県四分子屯を対象とした調査を取り上げ、地方政府機構による農村実態調査の特徴を考察する。以下では、本調査報告書における序言を引用する。

本省農畜産開発五ヶ年計画の既往二ヶ年間の実績は、略目標の成績を獲得し、現在第三年目を実施中にして、康德七年度以降に於ては更に、時局の重大性に鑑み、農畜産資源の確保と共に、民生の向上安定に重点を置き、本計画遂行の万全を企図しつつある。(中略)

而して之れが為めには正確且つ可成豊富なる関係

基礎資料を必須とすべきも、……殊に西部平地々帯の資料を缺き居りし処、産業部の協力に依り、同部大野事務官外諸官の懇切なる指導によつて、農事合作社技術員諸氏の労を煩はし、扶余県の農村実態調査を実施し得られしは、誠に喜悅と感謝に堪えざる所なり。⁵³⁾

また、「はじがき」において調査手法について以下のような記述がある。

……屯民諸君と調査員との親和に就いては特に意が注がれ、最初の一日は各人がキャラメル、玩具、石鹼等の所謂「宣撫品」を持つて各受持農家を訪問、調査の趣旨がよく各人に徹底する様に努めたものである。⁵⁴⁾

すなわち、「本省の農畜産開発」、「民生の向上安定」を図り、本省の農村実態を正確に把握する必要があるため、この調査を実施した。調査手法は基本的に産調調査の手法に依拠した。報告書によれば、それは産調調査に参加した大野保の指導を得たからだと述べられている。また、産調調査の調査手法における問題点がある程度改善した。つまり、農民の不安・警戒感を解消するため、「宣撫品」を持つて親切的態度で聞き取り調査を行った。これらの調査は満鉄産業部によるものではなく、調査

活動の停滞に対して失望し、産業部以外の場で調査を継続しようとした調査員が、地方政府機関の委託を受けて行われた個別の小規模な調査である。満洲国経済建設・産業開発計画策定というような国策樹立の目的を持たず、省・県以下の行政・農政を整備する際の参考資料にとどまった位置にあるので、経調会による調査と比べてより客観的な結論を出すことが可能である。また、これらの調査は産調調査の経験を踏まえ、調査の手法における問題点を改善した。

関東軍・中央政府の関与を避け、地方政府機関に主導された調査において、満洲国農村のあり方を理解しようとした学術的な調査の性格が強化された。

省・県レベルの地方政府において、経調派らの調査員と協力した実態調査があった一方、調査を行わずに既存のデータを安易に利用したものもある。満洲国農業政策立案者、特に農事合作社の幹部に対する佐藤大四郎の批判からは、多くの農政関係者が実態調査に否定的であり、また政策制定にあたっては官僚主義的に対応したことがうかがえる。

例へば今我々が差当り農村の人口・戸数・階級・経営等の実情を知らうとする。県当局の有する該当事項関係数字は総て県内の下級行政機関たる保甲

(街村)乃至警察の有する、或ひはその行つた調査資料の蒐計である。然るにこれらの下級行政機関の実情はと云へば、……好い加減に数字の辻褃を合せることにのみ憂身をやつしていると云ふやうな有様である。

加之一般に調査に際し、県の下級職員がなす場合、接触するのは地方の豪紳連であり、それ等の利害に關することについては虚偽の申告なり報告なりが造られるのは当然であり、……何人も承知の通りである。

かうした調査が県・省或ひは中央で整理綜合せられ、政策立案の基礎的素材となり、ために国家の良き王道的意図も、歪曲されると云ふ結果を生ずる。

すなわち、佐藤は農政関係者や地方官たちの官僚主義的なやり方を批判し、そういった対応では満洲国農村の実情を把握できないと批判した。各県の農事合作社を設立する際に、県当局に提供された調査資料だけを参考にして政策が作られたことが多い。しかし、県当局に作成された調査資料は農村の真実を反映するものではなく、下級行政機関の役員や地方の豪紳たちに歪曲され偽造されたものではない。このような調査資料を踏まえて策定された農事合作社の政策や方針は、農村内部まで浸透

することは困難だったのである。

第二節 農村実態調査と農業政策立案

本節では、前述した各主体の態度が、農業政策立案に對していかなる影響を及ぼしたのかを検討する。

前掲した産調調査の意義について長岡氏は、この調査と「満洲産業開発五ヶ年計画」(以下、「五ヶ年計画」)の立案との結びつきが弱い、また、「五ヶ年計画」以降の農業政策に對しても、直接的な影響をまったく与えなかったと指摘している。^⑧しかし、調査活動の経験は調査員、および直接に調査に参加しなかった経調派にも重大な意義を持った。産調調査の企画において中核的な役割を果たした鈴木辰雄は次のように述べている。

農村実態調査というメディアを通じて、参加した調査員たちが訓練されたということは、この調査の一つの大きな収穫、効果であったのではないかと思っています。それぞれの調査員は、農村の社会構造について、その人なりに理解し、また農民的な見方から出発するというアイデアを作ったようにも思います。^⑨

つまり、農村実態調査の訓練を受けた調査員や、調査の企画・報告書編纂・研究を行った経調派は、農村の社

会経済構造に関心を持って熱心に調査を展開し、「農民
的な見方」より政策立案に関与していた。

次に、「満洲産業開発永年計画案」(以下、「永年計画」)
の立案活動に注目したい。前述したように、この案は経
調派にとって非常に重要なものであり、経調派の協同組
合設立構想も含むものである。「五ヶ年計画」の立案過
程、また「永年計画」が排除された流れについては、田
中氏、長岡氏、小林氏などの諸研究ですでに詳しく考察
している。ただし、経調派が「永年計画」を作成しはじ
めた動機に言及した研究はないため、当時、新京幹事室
(経調新京出張所)で勤務していた三輪武の回想を通し
てこれを明らかにする。

三輪によれば、一九三六年初頭、満洲国企画処と関東
軍参謀部が「五ヶ年計画」を樹立するために働いた。経
調会側は、計画の立案に協力することを、政府との関係
を好転させる機会とみなした。しかし、経調会の満洲経
済班の大上末広を中心とする人々は、現段階で立案する
ための資料が不足しているため、まず基礎的な調査を計
画的に行うべきだと主張し、立案への協力に強硬に反対
した。

三輪の斡旋により、「五ヶ年計画」についての満洲国の
企画処への協力は、計画自体の立案によってではなく、

満洲経済の長期的な均衡発展のための基本条件を検討す
ることによって行うということを合意^⑧した。

三月中旬、三輪は関東軍参謀部第三課の秋永月三参謀
に経調内部の合意を説明した。四月十一日に関東軍参謀
部と経調会の懇談会で、秋永参謀は永年計画の必要性を
述べ、経調会に「永年計画」立案の要望を提出した。以
上の経緯を経て、四月中旬から経調会が「永年計画」の
立案作業を開始した。

この経緯から見れば、経調会が行おうとした「永年計
画」は、「五ヶ年計画」の立案に直接に関与するものでは
なく、将来の政策立案のために基礎的な調査を実施し
て満洲経済社会の構造を研究するという調査・研究の計
画である。この出発点を踏まえて立案された「永年計画」
は、農業政策を産業開発計画の根幹とみなし、長年の研
究成果と産調調査の結果に基づいた、満洲国農村の現実
に沿った計画案となるはずであった。

しかし、八月十七日、関東軍参謀部への中間報告会に
おいて、花谷正参謀は「永年計画」における「可耕未耕
地の開発」という点が「満洲国政府の満系要人等に不安
を与え、動揺させるおそれ」があるという理由で、「永
年計画」の撤回修正を命じ、これによって「永年計画」
は「五ヶ年計画」の立案から排除された^⑨。そして、十月

に經調会が廃止された。

「永年計画」の性格は以上の通りだが、それに対し、「五ヶ年計画」の性格は全く異なっている。参謀本部第二課長石原莞爾の要請のもとで、經調会の宮崎正義が東京に赴いて「日滿經濟ブロックに於ける經濟統制方策の研究立案」をはじめた。一九三六年八月、宮崎を中心とする日滿財政經濟研究会は軍需拡充計画の「昭和十二年度以降五年間歳入及歳出計画」を作成した。付屬文書としての「滿洲ニ於ケル軍需工業ノ建設及増産計画」が、同年十月に滿洲国の「五ヶ年計画」として採用された。^⑤

つまり、「五ヶ年計画」は日滿經濟ブロックの観点より、日本の軍需拡充計画の物資需要量に依じて計算された増産目標であり、滿洲国の經濟構造や生産力に関する配慮が不足である。

農村実態調査の結果に対して、滿洲国農業政策の立案者は冷淡な態度を示していた。調査や農村の実態に即して地域社会に対応する機関としての合作社は結局、作られることはなかった。第一章で述べたように、政府によって組織された合作社は、滿洲農村社会における既存の伝統や慣行に対応するような機関ではなかった。

第三章 綏化県農村協同組合運動

第一章では、綏化県農事合作社第一年度の組織工作と信用事業が好成績を獲得し、下層農民まで浸透できたことを実証した。第二章では、合作社の形成過程に関する分析から、經調会における農村実態調査の重要性を明らかにした。本章では、綏化県農村協同組合運動が開始してから最初の工作としての基本調査に注目し、この基本調査が綏化県農事合作社の組織工作と信用事業が機能するために重要であったことを明らかにする。

第一節 基本調査

前述したように、一九三六年秋、橘樸の協同組合思想を継承した佐藤大四郎は、綏化県農村協同組合運動を起こした。一九三七年二月中旬から三月中旬までの間、佐藤と前実業部臨時産業調査局員の福田康之、陳崇奎らは綏化県農村に関する基本調査を行った。調査報告書は同年九月に出版した『綏化県農村協同組合方針大綱』（以下、『方針大綱』）の第二節として収録された。先行研究では、基本調査の特徴と位置づけに関する分析がなされていないため、本節ではまずこの点を検討する。

まず、『方針大綱』の「序文」における一部を引用する。

云ふまでもなく農村の実情を知ることなしに農村を論じ、農村政策の眞の効果を期することは出来ぬ。

(中略)

本書第二節「綏化県農村の基本構成分析」稿は本書の一切の所論の内的根拠たるべきものであり、叙上の意味において本項の理解なしに、爾余の各節の所論の正しい理解はありえないことを読者に告げる。それは第一節「批判」二つ、第三節の「組織方針」、第四節の「事業計画」の内的紐帯を構成してをり、それらの一切の現実性を保証し、具体性を基礎づけるところのものである。

すなわち、事業計画を樹立する前に、本県農村の実情を把握すべきである。したがって、運動の開始にあたって、基本調査を行うことが必要である。調査の結果は『方針大綱』における「一切の所論の内的根拠」、各節内容の「内的紐帯」、「一切の現実性を保証し、具体性を基礎づけるところ」だと位置づけられた。

また、佐藤によれば、「本県農村協同組合の第一年度事業費は之を県公署よりの補助費により、且つ本組合連合会会長及び副会長に県長及び参事官をいただく」とし

ており、本調査の経費は県公署からの補助費によっていた。

本調査の客観性を検討する前に、佐藤の構想および動きを支持した浜江省民政庁財務課長大塚讓三郎について触れておきたい。大塚は一九三三年春、東大経済学部卒後、黒龍江省慶城県公署副参事官として赴任し、「満洲国農政の革新を意図し」た人物である。田中氏によると、大塚のような地方官たちは「田園派の日系官吏」であり、一九三四年頃に大挙派遣した日本政府に直属する「革新官僚」とは異なり、「満洲に民族連合の共和国を夢み、また自治路線を理想とした」人々である。大塚のような、満洲農村社会の現実を重視する地方官が省・県レベルの地方政府機関に存在した。彼らは、長期的な農村実態調査を経て「農民的な見方」を身につけた経調派の考え方を理解し、経調会解散以降、調査・研究を持続しようとした経調派と協力した。特に、綏化県の場合、大塚らは佐藤の運動方針に賛同し、佐藤の活動に干渉しない態度をとったために、本調査が客観的に行われるうえで重要な役割を果たした。

以上を踏まえて、本調査の手法を検討する。調査対象屯の選択基準について、佐藤は次のように述べている。

……交通運輸関係の地方的否地域的に著しい発達

の差異ある社会経済条件の下においては、地理的距離の算術級数的差異も経済的距離においては幾何級数的差異となつて反映し、本県内の各地域についてみるも、所謂貨幣経済に接触する程度は僅かの地理的距離の相違によつて甚しく異なり、其の影響を受ける度合にも著しい濃淡が存する。(中略)

以上の説明はやゝ岐路に亘つたが、之によつて、中心市場よりの経済的距離の差を考慮し、大体(イ)県城附近を中心とする近距離地域(ロ)県城と地方小都邑(鎮)との中間地域(ハ)上記県内小都邑を中心とし、県城より遠距離に在る地域、その各地域の生産・流通・社会関係の概貌を把握せんとする。

当時北満農村の交通運輸条件の下で、県城からの地理的距離は各屯の貨幣経済に接触するほど、各屯内の経済構造に大きな影響を与えた。したがって、佐藤は地理的条件の差異に注目し、調査対象を選択する際に県城や鉄道から離れた奥地の村落も含めた。

次に、農民を対象とする聞き取り調査を行う時に、「所有面積或ひは耕作面積について、農民はその真実を大抵の場合掩ひかくし、実際よりは少なく申述べる」とがあった。しかし、「これらは作付歩合・労働力・役畜数・農具の多寡等の聴取りを参考とすることによつて

或る程度正確を期し得るものである」。そして、調査員は農民に親切な態度を持ち、「絶対に無武装であり、反対に宣撫の意味において、眼薬・メンソレータム・クレオソート・感冒薬等を携へて随時随所において病者乃至はその家族に直接之を与へ」、農民の抵抗感による誤差を最小限に抑えた。

以上のように、本調査では地方官と農民の理解を得るよう努められていたため、この調査結果は一定の客観性と正確度を持っていた。これは綏化県農事合作社が円滑に運営される前提になった。

最後に、基本調査の結論を端的に述べておきたい。まず、本県における在住屯民において耕地無所有・零細所有の農戸が圧倒的多数である。次に、農業生産力低下の原因は、生産手段所有状況の不均衡に基づいた農業生産の技術的低位、役畜の一般的不足状態、零細経営における各種生産要素の著しい不経済的使用にある。さらに、農家負債の状況には、四つの特徴がある。第一に、本県農村における農家負債が極めて封建制的性格を濃厚にもつ高利負債である。大多數の貧農・極貧農層においては一般に容易且低利の金融の道は完全に杜絶されている。第二に、農村における「最大の借主が最大の貸主」である。つまり、土地所有者が地券の担保で満洲国の公的金

融機関から低利資金を融通してから、高利貸として貧農・極貧農層へ貸し出すことが多い。第三に、負債用途について、上層農家の負債は主に農業生産を拡大するためであるのに対し、下層農家は生活を維持するためである。第四に、借款の返済率について、貧農・極貧農層の返済率が良好である。逆に上層農戸が所謂新式金融機関の低利融資を一方的に享受しながら、返済率が不良となっている。

第二節 組織工作と信用事業の展開

綏化県農事合作社の特徴について、福井氏は『方針大綱』を分析し、貧農中心主義、行経三元論、自然屯を組織単位として屯農事実行組合を設計する小区域主義という三点を提示した。しかし、佐藤は実施の過程において不適切な方針を調整したことがある。したがって、綏化県農事合作社の実態を把握するため、運動が発足した間もない時点で刊行した『方針大綱』と、運動の開始してから一年後、佐藤に書かれた報告書と論説も含めて議論する必要がある。本節では、『方針大綱』における組織・事業方針だけでなく、具体的な実施過程にも注目し、基本調査に基づいて組織された綏化県農事合作社が予想した機能を発揮できた原因を究明する。

まず、綏化県農事合作社の組織は小区域主義に従い、県農事合作社の下で、屯農事実行合作社を設置し、農民を合作社員として実行合作社の組織内に編入させた。問題は屯農事実行合作社の組織単位にある。

先行研究に指摘されているように、佐藤は最初に「自然発生の部落を原則として組織単位区域」とする方針を制定した。田中氏によれば、「佐藤は、組織方針の基底に、橋の中国農村共同体説を敷設し、在来の農村における共同性が地主・富農の領導によって支配され来たるのを、全農民組織化の総路線の規模への転換によって、中・貧農動労大衆層が民族の伝統的能力に依拠して、自ら新たな組織を確立する可能性を確信した」のである。しかし、近代中国農村社会構造に関する戦後の研究においては、満洲国ないし華中・華北の農村社会に村落共同体がない、あるいは非常に弱いという主張が多い。特に、中兼氏は満洲国時代の農村実態調査のデータを利用し、因子分析の方法で満洲農村社会の構造を考察し、満洲農村における村落共同体が形成しなかったという結論を出している。このような研究から見ると、佐藤によって作られた組織方針の理論基礎については再考する必要がある。

一九三八年、佐藤が『満洲評論』に三回にわたって連

載した「綏化県農事合作社の農村組織工作について」という論説から屯農事実行合作社の組織工作を実施した過程の実態をうかがうことができる。この論説は「綏化県農事合作社第一年度における各事業別工作報告」における「屯農事実行合作社組織工作報告」の部分にあたる。

事実、我々は、かゝる実行合作社が活動の上に非常の不便を蒙り、結局、これらを再分割して、屯単位原則に編成替えざるを得なかつた。勿論二、三屯を一実行合作社にまとめた場合もあり、又反対に一屯を二つの実行合作社に分けた場合がある。

前者に在つては、その相互の社会的關係が緊密で、距離も近く、屯民が相互によく知り合つていふような条件が考慮されてであり、また後者の場合は……一屯子名の中に含まれながら各農家がバラバラと二、三満里に亘つて途切れてつゞいていゝような場合、又は屯内が二派が対立して勢力を争ふ有力者によつて、全体として屯民も亦二派に分れていゝような場所である。

また、数個の屯を一つ実行合作社にまとめる際に、地理的距離および戸数以外、「屯内部及び四隣の屯との経済的政治的關係。こゝでは行政区域との連関々係も一応考慮される」⁽⁸⁾。すなわち、実践の中で、佐藤は絶対的に

自然屯を単位として組織化することよりは、農村部の経済的社会的な実態に即しながら、対応しようとした。佐藤は橋樑から継承した理論を機械的に実施したのではなく、基本調査および具体的な実践を通して理論を柔軟に調整した。

加えて、信用事業の方針と実施を考察する。『方針大綱』では、信用事業の根本方針について五点の特徴を挙げてゐる。

一、完全なる信用貸款

二、低利

三、貸付最高限度の低位

四、貸款使用法指導と使途の嚴密なる監督

五、動産担保金融⁽⁹⁾

その中で、一、二、五の三項目により、土地無所有の農民でも信用査定を経て無担保あるいは動産担保で農事合作社から借金できる。こうして、公的金融機關の貸付は農家相互間貸借、當舖の高利貸に取って代わり、「高利負債の低利借換による負債整理」の実現は可能になった。また、三と四の規定は、貸付金の高利貸資金への流用を防止し、貧農は資金を生産に投入することを確保する。それにより、農業生産力の向上を実現することができる。農民の信用度と貸付金の用途に対する嚴密な査定

は、各農家に対する詳しい理解に基づいたもので、小区域主義の合作社だけで施行できる。

運動が開始してから一年後の報告書としての『満洲に於ける農村協同組合運動の建設』を通して信用事業の実施を考察することができる。綏化県農事合作社は信用事業とともに、共同販売・購買事業、生産利用事業、社会事業を兼営した。それにより、農民の生産・生活のあらゆる方面を包括し、糧棧・商人の「批糧」「掛買」を防止し、農民の負債を全面的に整理することができる。生産・生活の物資を「共同購買係と連絡して、一括して廉価に購入して合作社員に供給すれば、貸付資金の用途以外に用ひられる危険を防止することがある程度可能となる」。

佐藤は基本調査を通して土地無所有の下層農民が担保物を持たないので金融梗塞の苦境に陥っていたことに気づき、農業生産力を高めるため、本県農村における圧倒的多数を占める貧農層に生産資金を提供する必要があると認識した。したがって、信用事業の重点は無担保の信用貸に置かれた。また、調査の過程において、「いはゞ無財産の貧農層が彼らの負債の返還に如何に忠実であるかを見てゐる」ので、「完全なる信用貸款」を実施する根拠を発見した。さらに、農村における伝統的な金融手

段の特徴を詳しく掌握したうえ、その具体性に応じて合作社の事業方針を調整した。下層農民も利用できる無担保での公的金融機関によって、農村内への浸透を実現した綏化県農事合作社の背景には、正確性を期した農村実態調査と、その結果に基づいた柔軟な理論の変更があったのである。

おわりに

以上、農村実態調査の分析により、満洲国における合作社が農村の末端まで浸透できなかった原因を明確にすることができた。

第一章では、綏化県農事合作社を考察することで、政府によって組織された合作社の浸透を阻止したのは、満洲農村社会における既存の秩序・慣行や農村共同体ではないことを確認した。土地を持たない貧農も利用できる低利の金融機関が存在すれば、伝統的な金融関係は公的金融機関に置き換わっていったことを明らかにした。

第二章では、まず、農村実態調査に対して経調派、関東軍・中央政府、地方政府のそれぞれの態度について検討した。経調派は満洲国の社会経済構造への学術的な好奇心を持ち、経済政策、特に農業政策を立案するために

農村実態を把握することが必須だと認識していた。関東軍・中央政府は満洲国の農村実態に対して興味を持たず、「日滿経済ブロック」の視点より満洲国の資源・産業開発と能率的に農民・農産物を統制することを重視していた。地方政府には二種類の態度がある。農業開発目標を達成、農民生活の安定を図るため、調査経験者の経調派との協力を求めて当地の農村に対する実態調査を行ったうえ、行政・農政を整備した地方官が存在した。一方、農村実態調査を行わず、下級行政機関の役員や地方の豪紳たちに歪曲され偽造されたデータを安易に参考した地方官もいた。

また、「永年計画」の立案動機および、それが「五ヶ年計画」の立案過程から排除されたことを辿り、一九三六年の時期、農業開発政策をめぐって関東軍・中央政府と経調派との対立が顕著になり、経調派の挫折と経調会の解散をもたらしたことを明らかにした。経調派の敗北に伴い、関東軍・中央政府は満洲農村経済社会構造を完全に無視した増産計画を採用した。このような増産計画の担当機関として設立された合作社は、満洲農村における既存の秩序と慣行を乗り越えられなかった。

第三章では、第一章と第二章の結論を踏まえ、綏化県農村に対する基本調査と綏化県農事合作社との関係性を

分析し、基本調査を通して農村の実態を捉えた綏化県農事合作社が地域的に機能することにおいて重要な要因だと確認した。

以上の結論を踏まえるならば、関東軍・中央政府が農村実態調査を軽視して農村の現実を把握せずに、不合理な農業開発政策を策定し、国際情勢の緊張化に伴って地方政府機関・地方合作社に対する統制力を強化して画一的な運営を強行したことが明らかである。具体的に言えば、関東軍・中央政府は能率的に満洲国農村社会を統制するために地主・富農層の利益を損なってはいけないという理由で、経調派の計画案を否決し、満洲農村の構造にふさわしくない合作社を設立した。農事合作社の活動時期において、地方政府は一定的な自主性を持ったので、省・県レベルの地方政府における「田園派の日系官吏」のもとで、一部の農事合作社が比較的円滑に運営された。しかし、興農合作社の成立により、中央の統制力が一段と強化され、農村の現実と矛盾した画一的な制度のもとで、さまざまな問題が顕在化した。これが、政府によって組織された合作社が末端農村まで浸透できなかった理由であることを改めて強調したい。

本稿では信用事業を中心に、合作社政策の問題点を考察したが、農産物集荷の側面については十分に検討でき

なかった。今後の課題としたい。

註

- (1) 「満洲国」などの用語は本来「付すべきだが、本稿では以下省略する。
- (2) 例えば、風間秀人「農村行政支配」(浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』、新潮社、一九八六年)では、「満洲国における農村行政支配は、弥縫策の連続」であり、「きわめて脆弱で形式的な段階にとどまっていたのである」と指摘している(三三五頁)。
- (3) 柴田善雅「満洲国」における農業金融の展開—合作社を中心にして」(『中国研究月報』四〇一号、一九八一年)。
- (4) 片桐裕子「満洲国の農村金融政策と中国農民の対応—合作社・信用事業を中心として」(『法学研究』法律・政治・社会』五五巻四号、一九八二年)。
- (5) 風間秀人・飯塚靖「農業資源収奪」(小林英夫・浅田喬二編『日本帝国主義の満州支配—十五年戦争を中心に』、新潮社、一九八六年)。
- (6) 前掲、柴田善雅「満洲国」における農業金融の展開」、九、一四頁。
- (7) 小林英夫『満鉄調査部』(講談社、二〇一五年)、七一—
- 七二頁。
- (8) 田中武夫『橋樑と佐藤大四郎』(龍溪書舎、一九七五年)、一一四頁。
- (9) 前掲、田中武夫『橋樑と佐藤大四郎』、一一六頁。
- (10) 前掲、小林英夫『満鉄調査部』
- (11) 小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相—新発見史料が語る「知の集団」の見果てぬ夢—』(小学館、二〇〇四年)。小林英夫・福井紳一『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件—学問的論争の深まりを期して』(彩流社、二〇一一年)。
- (12) 長岡新吉「満洲国」臨時産業調査局の農村実態調査について」(『経済学研究』四〇巻四号、一九九一年)。
- (13) 合作社事件と満鉄調査部事件は、関東軍憲兵隊を中心として行われた「在満日系共產主義運動」に対する弾圧である。合作社事件は一九四一年、興農合作社の設立に対し、佐藤大四郎らは産業部に激しく抗議したきっかけに、関東軍憲兵隊が緩化県農事合作社関係者の五三名を検挙し、起訴処分した事件である。満鉄調査部事件は一九四二、四三年の二回にわたり、大量の満鉄調査部関係者を検挙投獄した事件である(前掲、小林英夫『満鉄調査部』、荻野富士夫・児嶋俊郎・江田憲治・松村高夫『満洲国』における抵抗と弾圧—関東軍憲兵

隊と「合作社事件」(小樽商科大学出版会、二〇一七年)参照。

(14) 前掲、田中武夫「橋樑と佐藤大四郎」

(15) 福井紳一「佐藤大四郎の思想形成とその協同組合思想」

(『日本獣医畜産大学研究報告』五一号、二〇〇二年)。

(16) 金融合作社の成立については、金融合作社連合会編

『金融合作社七年史』(金融合作社連合会、一九三七年、

一九一三頁を参照)。

(17) 前掲、金融合作社連合会編『金融合作社七年史』、八三

頁。

(18) 前掲、柴田善雅「満州国」における農業金融の展開、

一四頁。

(19) 前掲、片桐裕子「満州国の農村金融政策と中国農民の

対応」、五四頁。

(20) 前掲、金融合作社連合会編『金融合作社七年史』、一六

四頁。

(21) 前掲、柴田善雅「満州国」における農業金融の展開、

一四頁。

(22) 前掲、風間秀人・飯塚靖「農業資源収奪」、四六九頁。

(23) 片桐裕子「満州国」の合作社政策 農産物流通機構からみた農民動員の破綻、(『アジア経済』二四卷一号、

一九八三年)、四九頁。

(24) 「農事合作社設立要綱」(横地誉富『満洲に於ける農村

協同組合運動―その本質と指導原理―)(日滿農政研究

会新京事務局、一九四〇年)所収、四九一五〇頁。

(25) 前掲、柴田善雅「満州国」における農業金融の展開、

一六一一七頁。

(26) 横浜正金銀行調査部編『興農合作社について』(横浜正

金銀行調査部、一九四三年)、一六頁。

(27) 前掲、横浜正金銀行調査部編『興農合作社について』、

二四頁。

(28) 前掲、横浜正金銀行調査部編『興農合作社について』、

二七一二八頁。

(29) 前掲、片桐裕子「満州国の農村金融政策と中国農民の

対応」、六〇頁。

(30) 前掲、片桐裕子「満州国の農村金融政策と中国農民の

対応」、六五一六六頁。

(31) 前掲、片桐裕子「満州国の農村金融政策と中国農民の

対応」、六八頁。

(32) 経調派というグループは、満鉄経済調査会の職員その

ものを意味するものではない。その中には、大上末広

らを中心とする経調内の『満洲経済年報』執筆者の人々

が含まれている。また、一九三一年八月に創刊された

『満洲評論』を舞台として研究活動を行う人々もある。

すなわち、経調派とは「経済調査会に所属する満鉄社員を中心とした、いわば経調内『年報』派・『満評』派のこと」である。(前掲、小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相』、四三―四四頁、参照。)

- (33) 橋樑は日露戦争後中国に渡り、生涯の大半を中国で過ごした中国研究者であり、中国社会組織と民衆生活に関心を持った思想家である。満洲事変直後、イデオログとして関東軍の建国活動に協力し、自治指導部の顧問に務めた。「農民自治」の建国構想を抱き、満洲国で協同組合政策を実施することを提唱した(山本秀夫『橋樑』(中央公論社、一九七七年)、参照)。

- (34) 山本秀夫『満洲評論』解題・総目次(不二出版、一九八二年)、一六頁。

- (35) 佐藤大四郎と橋樑との関係については、前掲、福井紳一「佐藤大四郎の思想形成とその協同組合思想」、三一頁を参照。

- (36) 谷光世編『満洲国地方誌』(満洲事情案内所、一九四〇年)、一四二頁。

- (37) 前掲、田中武夫『橋樑と佐藤大四郎』、一七七頁。

- (38) 綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』(満洲評論社、一九三七年)、四頁。

- (39) 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』(アジア

政経学会、一九八一年)。

- (40) 石堂清倫・野間清・野々村一雄・小林庄一『十五年戦争と満鉄調査部』(原書房、一九八六年)、二五頁。

- (41) 前掲、石堂清倫・野間清・野々村一雄・小林庄一『十五年戦争と満鉄調査部』、二八頁。

- (42) 前掲、石堂清倫・野間清・野々村一雄・小林庄一『十五年戦争と満鉄調査部』、二九頁。

- (43) 野間清『満洲』農村実態調査遺聞(一九八二年七月一六日、井村哲郎編『満鉄調査部―関係者の証言』(アジア経済研究所、一九九六年)所収)、五一頁。

- (44) 『満鉄調査関係者の見た調査活動(座談会)』(発言者：伊藤武雄・原覚天・宮西義雄・野間清・三輪武・石堂清倫・山口博一・平野蕃・山本秀夫・溝口房雄・浅田喬二・有馬勝良・中島邦蔵、一九八四年三月二六日、前掲井村所収)、六三九頁。

- (45) 前掲、長岡新吉『満洲国』臨時産業調査局の農村実態調査について。

- (46) 前掲、中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』、一三二頁。

- (47) 前掲、中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』、一二五頁。

- (48) 満鉄産業部編『満鉄調査機関要覧 昭和十一年度』(南

滿洲鐵道株式会社、一九三七年)、一頁。

- (49) 前掲、滿鉄産業部編『滿鉄調査機關要覽 昭和十一年度』、四頁。

- (50) 前掲、三輪武『滿洲産業開發永年計画案と經濟調査會』、三九〇頁。

- (51) 「大調査部」の成立については、前掲、小林英夫『滿鉄調査部』参照。

- (52) 前掲、中兼和津次『旧滿洲農村社会經濟構造の分析』に整理されている農村実態調査の一覧からうかがうことができる。

- (53) 前掲、中兼和津次『旧滿洲農村社会經濟構造の分析』、一三九頁。

- (54) 吉林省開拓庁農林科『農村実態調査報告書…扶余県四家子屯 康徳五年度』(吉林省開拓庁農林科、一九四〇年)、一頁。

- (55) 前掲、吉林省開拓庁農林科『農村実態調査報告書…扶余県四家子屯 康徳五年度』、五頁。

- (56) 例えば、「大上が産業部の運営方法について失望していたことは事実ですからね。とても基礎的な調査はできない、潮時だと思ったかもしれませんね」と三輪が述べている。失望したので大上をはじめ、土井章、和田耕作、枝吉勇が挫折感を抱いて東亜研究所へ転出した。

- (前掲、三輪武『滿洲産業開發永年計画案と經濟調査會』、四〇二頁。)

- (57) 佐藤大四郎『滿洲に於ける農村協同組合運動の建設』(滿洲評論社、一九三八年)、三八頁。

- (58) 前掲、長岡新吉『滿洲国』臨時産業調査局の農村実態調査について、二四頁。

- (59) 鈴木辰雄談・野間清筆記『滿洲国農村実態調査について』(一九六四年二月、東京大学社会科学研究所研究会にて、前掲井村所収)、六四頁。

- (60) 前掲、三輪武『滿洲産業開發永年計画案と經濟調査會』

- (61) 前掲、三輪武『滿洲産業開發永年計画案と經濟調査會』、三七九—三八二頁。

- (62) 前掲、三輪武『滿洲産業開發永年計画案と經濟調査會』、三八五頁。

- (63) 前掲、小林英夫『滿鉄調査部』、八四—八七頁。

- (64) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、一一二頁。

- (65) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、九九頁。

- (66) 前掲、田中武夫『橋樑と佐藤大四郎』、一七七頁。

- (67) 前掲、田中武夫『橋樑と佐藤大四郎』、八九頁。

- (68) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組

合方針大綱』、二三—二四頁。

- (69) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、二八頁。

- (70) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、七四頁。

- (71) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、七六頁。

- (72) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、八〇頁。

- (73) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、八五—八六頁。

- (74) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、九一—九二頁。

- (75) 前掲、福井紳一「佐藤大四郎の思想形成とその協同組合思想」、三三—三四頁。

- (76) 佐藤大四郎『滿洲に於ける農村協同組合運動の建設』(滿洲評論社、一九三八年)、五八頁。

- (77) 前掲、田中武夫『橋樑と佐藤大四郎』、二一五頁。

- (78) 代表的なのは、福武直氏が『中国農村社会構造』(『福武直著作集』第九卷、東京大学出版会、一九七六年)において、近代中国の華中・華北農村には村の共有地を有さず、血縁村落でもなく、社会的な統一性も微弱

であり、封鎖的自足性もないという特徴があると指摘しており、村落共同体の存在を否定している。

- (79) 中兼和津次『旧滿洲農村社会経済構造の分析』(アジア政経学会、一九八一年、四四—四五頁)。

- (80) 大槻雪夫(佐藤大四郎)「綏化県農事合作社の農村組織工作について(上)」(『滿洲評論』一五卷四号、一九三八年)、二〇頁。

- (81) 大槻雪夫(佐藤大四郎)「綏化県農事合作社の農村組織工作について(下)」(『滿洲評論』一五卷六号、一九三八年)、二三頁。

- (82) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、一〇三頁。

- (83) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、一〇四頁。

- (84) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、一〇四頁。

- (85) 前掲、佐藤大四郎『滿洲に於ける農村協同組合運動の建設』、八一頁。

- (86) 前掲、綏化県農村協同組合連合会『綏化県農村協同組合方針大綱』、一〇三頁。